○農林水産省告示第七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字殿三一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県見附市田井町字大平二三一六の一、二三一六の二、四四三二の一、四四三二の五、四四三二の一八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び見附市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町払川字払川二〇四一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字大鹿字松原二二七〇から二二七六まで、二二九七、二二九九から二三〇二まで、二四二二、二四二三の一、二四二四の三、二四九七の一、二四九七の二、二五三〇の一、二五三〇の四、二五六五の一、二五六五の四、二五六五の八、二五八一の一、二七七九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字西野谷字イシタカ谷エボシ谷一〇九六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県高島市マキノ町海津字追坂八二四の二・八二七の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区名倉字午王戸四五四九の一〇から四五四九の一二まで、四五六七の二、四五六九の一、四五六九の二、四五七〇の二、四五七一の二、四五七一の四、四五七一の五、四五七五・四五七六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町東河内字出ツ石一六四六の二から一六四六の四まで、一六四六の九から一六四六の一六まで、字乗岡一七八六の一、字椴ケ段二三三二の一四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○東海北陸厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十二年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十二年五月十一日

東海北陸厚生局長　関山　昌人

変更前の名称	変更後の名称	所在地
国立長寿医療センター	独立行政法人国立長寿医療研究センター	愛知県大府市